

令和6年

東松島市教育委員会9月定例会会議録

東松島市教育委員会

令和6年東松島市教育委員会9月定例会会議録

- 1 招集日時 令和6年9月26日(木) 午前9時00分
- 2 招集場所 東松島市役所 2階 202会議室
- 3 出席者 教育長 志小田 美弘 委員 木村 和彦 委員 鹿野 あい子
委員 福田 ゆかり
- 4 傍聴者 なし
- 5 説明のため出席した者 教育部長 山縣 健
学校教育官理監 渥美 眞佐男
教育総務課長 樋熊 利将
教育総務課長補佐 千葉 純一
教育総務課教育総務係長 菅原 小百合
生涯学習課長 五ノ井 勝浩
- 6 議事日程 配布資料のとおり
- 7 本委員会書記 教育総務課長補佐 千葉 純一
- 8 開 会 午前9時25分
- 9 会議録署名委員の指名
教 育 長 鹿野委員、福田委員を指名する。
- 10 前回会議録の承認
教 育 長 (委員全員に諮って) 承認する。
- 11 報 告
 - (1) 教育行政報告
教 育 部 長 (教育行政報告一覧表等に基づき説明)
(質 疑) (質 疑 な し)
 - (2) 事務局報告事項
教育総務課長 8月24日、東松島市夏祭りにおいて、宮野森小学校と赤井小学校の児童がオープニングで和太鼓演奏を行った。鼓笛隊については、産業祭で演奏予定となっている。
8月30日、東松島市小・中学校等における外国語指導に関する労働者派遣業務委託業者選定委員会を開催した。
9月2日、東松島市通学路安全推進協議会において、第一学区内の危険個所のうち9箇所について現地確認を行った。11月頃に対応についての確認を行う予定となっている。
9月7日、算数チャレンジ2024の本選があり、矢本西小のチームが県で2位となった。
学校教育管理監 算数チャレンジ2024について補足する。3人一組で問題を解き解答用紙を提出する形で県内で約500チーム程が参加した。各学校で予選があり、取り組んだ結果が各地区の教育事務所に集約される。各教育事務所の上位2チーム、5箇所あるので

計10チーム、加えて全体の上から20チーム、合計30チームが本選に出場する。その中で矢本西小のチーム名、夏野菜チーム(3人一組)が2位となった。

生涯学習課長

8月27日、今年度2回目の開催となる社会教育委員会議を行った。

9月2日、中学校部活動指導者委嘱状交付式を行った。継続9人と新規1人、合わせて10人に委嘱状を交付した。

9月14日、15日、第1回東松島市長杯北日本スーパー古希軟式野球大会が鷹来の森運動公園他で行われた。秋田を除く東北と北海道から12チームが参加し、宮城県からは4チーム参加した。

図書館について、大溜分庁舎に事務所移転し業務を行っているが、8月のお盆過ぎから隔週の火曜日と木曜日、新刊を中心に貸出し業務を行っている。1日当たり20人から30人の利用がある。

9月25日、保育ボランティア移動研修が白石市で行われ。本市から9人が参加した。

10月、スポーツの秋、芸術の秋ということでリフレッシュフェスティバルや市民文化祭等生涯学習課関係行事が多くあるので、委員におかれては、お時間ある際にご参加をお願いします。

教育総務課長

教育長の報告資料の最後に、第3回東松島市議会定例会における教育委員会関係に係る部分の一般質問、及び令和5年度決算についての総括質疑に対する教育長の答弁要旨を添付しているので後ほどご確認願う。

鹿野委員

通学路安全推進協議会で確認した9箇所とはどのようなところか。

教育総務課長

第一学区内の、交差点や県道の交通量が多い箇所を点検した。具体的には、矢本西小や大塩小前の県道、各小中学校の通学路内の路地等での危険箇所を点検した。

12 議 事

承認第9号

専決処分した事件(令和6年度一般会計予算(第4号)(教育委員会事務に係る部分))の承認について

教育総務課長

専決処分した事件(令和6年度一般会計補正予算(第4号)(教育委員会事務に係る部分))の承認について御説明申し上げる。本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第25条第1項及び教育長に対する事務委任規則(平成17年東松島市教育委員会規則第6号)第4条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同法第25条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求めるものである。

(承認第9号関係資料に基づき説明)

(質 疑)

(質 疑 な し)

教 育 長

(委員全員に諮って)承認可決する。

承認第10号

専決処分した事件(東松島市学習等供用施設設置条例の一部を改正する条例について)の承認について

教育総務課長

専決処分した事件(東松島市学習等供用施設設置条例の一部を改正する条例について)の承認について御説明申し上げる。本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第25条第1項及び教育長に対する事務委任規則(平成17年東松島市教育委員会規則第6号)第4条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同法第25条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求めるものである。

(承認第10号関係資料に基づき説明)

(質 疑) (質 疑 な し)

教 育 長 (委 員 全 員 に 諮 っ て) 承 認 可 決 す る 。

議案第 27 号 東松島市学習等供用施設の管理及び利用に関する規則の一部を改正する規則について

議案第 28 号 東松島市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則について

教 育 長 議案第 27 号東松島市学習等供用施設の管理及び利用に関する規則の一部を改正する規則について、議案第 28 号東松島市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則については関連があるので一括した議題とする。

生涯学習課長 東松島市学習等供用施設の管理及び利用に関する規則の一部を改正する規則について及び東松島市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則について御説明申し上げる。本市の学習等供用施設は、防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律第 8 条及び同法施行令第 1 2 条の規定による民生安定施設に係る防衛補助を受けて整備した施設であり、年次計画により大規模改修工事を行っている。令和 6 年 3 月 2 9 日付けの防衛事務次官発の通達により、民生安定施設のうち、「一般住民の学習、保育、休養又は集会の用に供するための施設」に係る補助対象施設の種別から「学習等供用施設」が削除され、「コミュニティ供用施設」に統合されたことを受けて、本市の学習等供用施設の施設名称についても、補助に係る施設の種別にあわせて「コミュニティ供用施設」に変更する必要が生じ、令和 6 年東松島市議会第 3 回定例会に東松島市学習等供用施設設置条例の一部改正に関する議案が提出され、可決された。また、承認第 10 号で本市教育委員会においても先ほどご承認いただいたところであり、条例改正にあわせて、関連する規則についても、一部改正を行うものである。

(議 案 第 27 号 ~ 28 号 関 係 資 料 に 基 づ き 説 明)

教 育 長 (委 員 全 員 に 諮 っ て) 承 認 可 決 す る 。

議案第 29 号 職員の人事について

教 育 長 議案第 29 号職員の人事については、人事に関する案件につき、秘密会としてよろしいか。

(委 員 全 員 に 諮 っ て) こ の 審 議 に つ い て は 、 秘 密 会 と す る 。

教 育 長 (委 員 全 員 に 諮 っ て) 承 認 可 決 す る 。

13 閉 会 午前 9 時 2 5 分

令和 6 年 1 0 月 2 5 日

署名委員

署名委員